

総税企第135号
平成28年10月17日

各道府県総務部長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

平成28年(2016年)熊本地震による被災納税者に対する
期限の延長について

平成28年(2016年)熊本地震による被災納税者に対しては、「平成28年(2016年)熊本地震による被災納税者に対する減免措置等について」(平成28年4月21日総税企第44号)において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところですが、国税に関する申告期限等の延長(平成28年4月22日国税庁告示第9号)について、本日付で国税庁長官より、別紙1及び別紙2のとおり、国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第3条第1項の規定に基づき、熊本県における期日の指定(平成28年10月17日国税庁告示第15号及び第16号)がなされたことを踏まえ、引き続き適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

<p style="text-align: center;">熊 本 県</p>	<p style="text-align: center;">都 道 府 県 名</p>
<p>八代市 吉尾市 荒尾市 水戸市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上城市 宇草市 阿蘇市 天草市 志賀市</p>	<p style="text-align: center;">地 域</p>

熊本県の一部の地域における国税に関する申

告期限等を指定する件

○ 国税庁告示第十五号

五号) 第三十一条第一項(災害等による期限の延長)申

の規定に基づき、熊本県における国税に関する申

告期限等を延長する件(平成二十八年四月国稅庁

告示第九号)において別途国稅庁告示で定めること

ととされている期間のうち、次に掲げる地域に国

稅の納税地を有する者に係るものについては、そ

の期限が平成二十八年四月十四日から平成二十八

年十一月二十九日までの間に到来するものについ

て、平成二十八年十一月十七日

国稅庁長官 迫田 英典

天球球球球球球球球球葦葦八上上上阿阿阿阿菊菊玉玉玉玉下
草磨磨磨磨磨磨磨磨磨北北代益益益蘇蘇蘇蘇池池名名名名益
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡城城城郡郡郡郡郡郡郡郡郡城
苓あ球山五相水湯多錦津芦氷郡郡郡高産小南菊大和長南玉郡
北さ磨江木良上前良町奈北川山甲嘉森山国小陽津水洲関東美
町ぎ村村村村村町木 木町町都佐島町村町国町町町町町町里
り 町 町 町町町 町 町
町

熊 本 県	都 道 府 県 名
上上阿阿熊 益益蘇蘇本 城城郡郡市 郡郡南西 益御阿原 城船蘇村 町町村	地 域

熊本県の一部の地域における国税に関する申
告期限等を指定する件

○国税庁告示第十六号

五号)第三十一条(昭和三十七年政令第三百三十
の規定に基づき、熊本県における国税に関する申
告期限等を延長する件(平成二十年四月国税庁
告示第九号)において別途国税庁告示で定めるこ
ととされ、る期日のうち、次に掲げる地域に
税の納税地を有する者に係るものから平成二十
の期限が平成二十年四月十四日から平成二十
年十二月十五日までの間に到来するものにつ
平成二十年十月十七日とす。

国税庁長官 迫田 英典